

## まつばら阪南大学スポーツクラブ 規約

### 第1条 (名称)

本クラブは「まつばら阪南大学スポーツクラブ」(以下「クラブ」という)という。

### 第2条 (運営)

クラブの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は一般社団法人まつばら阪南大学スポーツクラブ(以下「まつばら阪南」という)が行う。クラブまたはまつばら阪南が、別途スクールに関して定める注意書き、その他の利用上の告知等は、本規約の一部を構成する。

### 第3条 (施設)

クラブの活動する施設は、別途設定する通り。

### 第4条 (目的)

クラブはまつばら阪南の定款第3条第2項の定める「小学生・中学生・高校生へのスポーツ・文化活動の普及促進」の事業として位置付け、児童がスポーツを体験しながら、心身向上を目指すことを目的とする。

### 第5条 (入会資格)

クラブに入会できる方は、第5条第1項のとおり。

1 各事業に定められた資格に該当し、クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方。(以下「会員」という)

2 暴力団構成員等の反社会的勢力、並びに会員の活動に支障を来す可能性がある方、その他クラブが不適当と認める方は、入会資格を認めない。

### 第6条 (会員種類)

クラブの会員種類及び各要件は別に定める通り。

### 第7条 (入会手続き)

1 クラブに入会する際は所定の入会手続きを行い、まつばら阪南の承認を得た上、各スクールが定める会費・入会諸費用を支払うものとする。また、必要により医師の健康証明書の提出を求める場合がある。

2 入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとる。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第13条、第14条、第15条及び第16条に定める責任及び危険負担とクラブの免責につき同意するものとする。

3 会員は、クラブに対し、病気及び障害の有無並びに内容について事前に書面にて申告するものとし、申告しなかったことによるトラブルや損害等については、クラブ及びまつばら阪南は、一切の責任を免れるものとする。

4 会員は、特段退会の申し出が無い場合、年度ごとに自動で継続更新がなされるものとする。

## 第8条（会費）

- 1 会費額は、別に定める通り。
- 2 会費の納入はクラブや各スクールが定めた方法にて行なう。
- 3 会費の管理は、事務局が行う。
- 4 経済変動に伴い各種料金を変更することがある。

## 第9条（資格停止及び除名）

クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができる。

- ① 各スクールの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入すること。）
- ② 各スクールの施設を故意に毀損したとき。
- ③ 本規約、その他各スクールが定める規則に違反したとき。
- ④ クラブ及びまつばら阪南の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- ⑤ 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- ⑥ 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- ⑦ 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- ⑧ 集団生活にあたり他の会員に著しい支障を及ぼすとクラブが判断したとき。
- ⑨ その他各スクールが、社会通念に照らし、スクールの会員としてふさわしくないと認めるとき。

## 第10条（退会）

- 1 会員は、別に定める各種変更届をクラブへ提出し、任意に退会することができる。
- 2 退会は、毎月10日までに各種変更届を提出し、翌月から有効とする。

## 第11条（休会）

- 1 会員は、別に定める各種変更届をクラブへ提出し、任意に休会することができる。
- 2 休会は、毎月10日までに各種変更届を提出し、翌月から有効とする。ただし怪我の場合はその限りではない。
- 3 休会中は所定の月会費納入は不要とする。
- 4 休会は最大3ヶ月間とする。

## 第12条（ウェア及び用具）

各スクール受講時のウェア及び用具については、各スクールの定める内容に従うものとする。

## 第13条（施設の利用制限等）

クラブは、次の各号の事由により各スクールの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができるものとし、これに対する補償、返金、その他の責任を負わないものとする。

- ① 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で各スクールの業務遂行に支障があるとき。

- ② 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- ③ 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- ④ 施設の年間スケジュールに変更が生じたとき。
- ⑤ その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

#### 第14条（責任事項）

1 会員は、自己の責任においてサービスを利用するものとし、そのサービスを利用してなされた一切の行為（会員の利用また第三者の利用や行為を含みます。以下同様）とその結果について、クラブまたはまつばら阪南の責任に帰すべき事由を除き、一切の責任を負うものとし、

2 会員はサービスの利用に伴い、第三者からの問合せ、クレームが通知された場合は、自己の責任と費用をもって処理し、解決するものとする。

3 会員は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、直接当該第三者へその旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理するものとする。

4 会員はサービスの利用によりクラブまたは第三者に対して損害を与えた場合（会員が本規約上の義務を履行しないことにより、第三者またはクラブが損害を被った場合を含む）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとする。

#### 第15条（肖像権）

会員は、会員またはその保護者による各スクール活動中における指導者、会員及び第三者の静止画、動画または音声の録画・録音は、電子メール等に添付して不特定多数へ送信すること、CD や DVD にコピーし配布すること、個人のブログ・ホームページ・SNS 等で公開することを禁止するものとする。

#### 第16条（個人情報）

スクールは会員の個人情報を適切に取り扱い、以下の各号の目的の際に利用するものとする。

- ① サービスの提供、お申込受付、入会審査等の手続き。
- ② サービス・イベント・キャンペーン・会費等に関するお知らせ、その他の法人の PR。
- ③ イベント・キャンペーン等の企画、運営、管理、その他の諸対応。
- ④ 緊急時のご連絡、お問い合わせ、その他諸対応。
- ⑤ その他、会員から得た同意の範囲内で利用すること。

#### 第17条（事故）

1 クラブは、事故を未然に防ぐべく、然るべき措置を講ずる。同時に会員並びにその保護者は、各自の判断と責任において、最大の注意を払う。万が一、事故が発生した場合には、クラブは速やかに然るべき処置を行う。またその責任は、(保険)第21条の範囲内とする。

2 事故を未然に防ぐ為、スクール活動終了後は速やかに帰宅し、施設に残らない。

3 各スクール時間外での事故・怪我については、保険の適用はされないものとする。

#### 第18条（負傷時の処置）

会員が各スクール活動中に怪我をした場合には各スクールにて応急処置を施す。但し、その後の治療、入院、通院等については各家庭で責任をもって行うものとし、クラブ及びまつばら阪南は責任を負わないものとする。

#### 第19条（紛失、盗難）

会員個人の持ち物は各自の管理下で行うこととし、万が一、盗難、紛失があった場合にはクラブ及びまつばら阪南は一切その責任を負わないものとする。

#### 第20条（保険）

1 会員の各スクール活動時または施設往路における傷害については全て、まつばら阪南が加入している保険で対応する。

2 会員の保険料は、別途定める。

3 手続きは、まつばら阪南が代行する。

#### 第21条（改廃）

1 本規約の改廃は、まつばら阪南の総会にて審議を行う。

2 前項により改廃が発生した場合、速やかに会員、保護者の全てに報告する。

#### 第22条（その他）

本規約に記載のない事項が発生した場合、まつばら阪南の総会にて審議する。

#### 第23条（準拠法、裁判管轄）

1 会員とクラブまたはまつばら阪南との間で紛争が生じた場合には、会員とスクールまたはまつばら阪南とで誠意をもって協議するものとする。

2 本規約の準拠法は日本法とする。また、サービスまたは本規約に関連してクラブまたはまつばら阪南と会員との間で生じた紛争については、東大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所堺支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第24条（付則）

本規約は2023年12月1日より施行する。